

## 岐阜県スポーツ少年団各単位団及び各市町スポーツ少年団の活動における確認事項

県内の新型コロナウイルス感染症に関わる感染状況及び現在の対策を考慮し、確認事項を追記するなど本書のとおり改めることとしました。

今後も、各単位団及び市町少年団において感染防止対策の「基本的な考え」を深く理解いただき、その都度防止対策の周知と、その必要な行動を徹底してください。

### ◆確認事項

#### ◎「ぎふコロナガード」

団の代表者等が「ぎふコロナガード」となり、検温、マスク、手洗いなどの感染防止対策を毎回チェックすることで、その団体及び個人の自己防衛に対する意識を向上させましょう。

#### ◎ストップ「コロナ・ハラスメント」

様々なハラスメントを“許さない”環境づくりに日頃から取り組まれていると思いますが、最近では、新型コロナウイルス感染症に関わる「コロナ・ハラスメント」の増加が懸念されています。そのため、「コロナ・ハラスメント」を、絶対に許さない環境づくりに努めましょう。

- ・単位団代表者は、単位団関係者（団員及び指導者・役員・スタッフとその家族等）と、情報共有及び連携の徹底を図る。
- ・熱中症対策の徹底（マスク等必要性の確認、活動時間、休憩時間、水分補給等）。
- ・団員等（単位団の全登録者）の日々の健康観察の徹底。  
（参考：学校用「健康チェックカードの活用」岐阜県教育委員会ホームページに掲載）
- ・体調不良時（発熱、倦怠感、息苦しさ、微熱の継続）には、活動への参加を見合わせ、積極的に医療機関を受診する。
- ・家庭内における感染防止対策、感染リスクの高い行動を回避する。
- ・他団体と交流する場合は、必ず他団体の感染防止対策状況を確認、把握した上で実施の可否を判断。実施の場合は、「感染警戒QRシステム」または、政府の「接触アプリCOCOA」を積極的に活用。  
※感染防止対策ができていない団体との交流は避けるよう努める。
- ・宿泊を伴う活動を自粛する。

### ◆単位団内及び関係者に新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合の対応

- ・別紙「【改定版 R2.12.11】岐阜県スポーツ少年団 新型コロナウイルス感染症への対応 フロー図」を参考に適切に対応する。
- ・単位団関係者が、濃厚接触者あるいは感染者と接触した可能性がある者に該当し、PCR検査の対象者となった場合は、速やかに単位団代表者に連絡し、その代表者が、単位団としての「活動停止」と「活動再開時期」について単位団の全登録者に周知する。
- ・濃厚接触者あるいは感染者と接触した可能性がある者に該当し、PCR検査の対象者となった単位団関係者の対応  
〈濃厚接触者〉
  - ①「陽性」と判定された者は、その判定後、医療従事者の指示のもと療養を経て活動に参加することができることとする。
  - ②「陰性」と判定された者は、患者との最終接触日から2週間程度の自宅待機期間を経て、活動に参加することができることとする。

## 【改定版】 R2.12.10

〈感染者と接触した可能性がある者〉

- ①「陽性」と判定された者は、その判定後、医療従事者の指示のもと療養を経て活動に参加することができることとする。
- ②「陰性」と判定された者は、その翌日から活動に参加することができることとする。

※ “濃厚接触者” あるいは “感染者と接触した可能性がある者” の判断は、管轄の保健所が行う。

### 活動を再開する時期について

活動を再開するには、以下の条件をすべて満たす必要があり、再開することを市町事務局及び県本部へ連絡することとする。

- ①施設等の消毒が終了（消毒完了の確認）

陽性が判明次第、活動場所及びその周辺、また使用している用具等をすべて消毒すること。

- ②PCR検査対象者の検査終了（感染範囲の確認）

関係者のPCR検査が完了し、“感染者と接触した可能性がある者” 全員の「陰性」を確認。

### 学校の休業あるいはクラス単位の登校停止への対応

団員が籍を置く学校が、消毒などにより、休業（休校）となった場合、または所属するクラスが登校停止となった場合は、感染あるいは濃厚接触者等に該当するか否かに関係なく、その休業（登校停止）期間中の活動への参加は見合わせる。

なお、休業や登校停止等の対象とならない団員は、活動への参加を可能とする。

その他、活動停止及び再開時期などの判断が困難な場合は、積極的に市町スポーツ少年団事務局や市町教育委員会などと協議を図ること。また、必要に応じて岐阜県スポーツ少年団本部とも協議を図ることが望ましい。